

熊本市動植物園サイン設置業務委託仕様書

1 業務名

熊本市動植物園サイン設置業務委託

2 目的

本業務は、別添の「サイン配置計画図／仕様表」（以下「配置計画図等」という。）に基づき、園内における来園者の安全かつ円滑な移動及び施設利用の向上を図るため、案内サイン、誘導サイン及び施設案内サイン等の製作図等の作成、製作及び設置を行うことを目的とする。受託者は、配置計画図等に示された各設置箇所の課題及び改善方針を十分に理解し、現地の利用状況、視認性、既存施設及び周辺景観等との関係を確認した上で、その意図を適切に施工へ反映するものとする。

3 履行場所

熊本市動植物園（熊本市東区健軍五丁目14番2号）

4 履行期間

令和8年（2026年）11月20日から令和9年（2027年）3月31日まで

5 適用資料

本業務は、本仕様書のほか、次に掲げる資料に基づき実施するものとする。

- （1）サイン配置計画図／仕様表
- （2）熊本市公共サインガイドライン

各資料の内容に疑義又は不整合がある場合は、受託者の判断のみで処理せず、委託者と協議の上決定するものとする。

6 業務内容

受託者は、前項の適用資料に基づき、次の業務を行うものとする。

- （1）配置計画図等及び関係資料の確認
- （2）全設置箇所の現地調査及び施工条件の確認
- （3）サインの製作図、取付詳細図、基礎図その他施工に必要な図書の作成
- （4）表示内容、文字、ピクトグラム、矢印、多言語表記、配色等の調整
- （5）委託者との協議及び製作前承認の取得
- （6）サインの製作及び設置
- （7）既存サイン等の撤去、移設、再設置又は改修
- （8）設置箇所周辺の原状復旧及び清掃

(9) 施工後確認及び必要な調整

(10) 完成図書の作成

7 現地検証及び施工図等の作成

(1) 受託者は、サインの製作及び施工に先立ち、全設置箇所について現地検証を行うものとする。

(2) 現地検証では、配置計画図等に表示された設置位置及び方向を基本としつつ、来園者の主要な進行方向からの視認性、既存サインとの関係、植栽等による遮蔽、既存構造物、地下埋設物、地盤及び施工条件等を確認するものとする。

(3) 受託者は、現地検証の結果を踏まえ、サインの構造、基礎及び取付方法等について安全性及び耐久性を検討し、製作図、取付詳細図、基礎図その他施工に必要な図書を作成するものとする。

(4) 現地条件等により配置計画図等から変更する必要がある場合は、サイン配置計画図の意図及びサイン体系の統一性を損なわないことを前提として、委託者と協議の上決定するものとする。

8 サインデザイン及び表示

(1) サインの表示及びデザインは、配置計画図等及び熊本市公共サインガイドラインを基本とし、園内サインとして統一感のあるものとする。

(2) 年齢、国籍、障がいの有無等にかかわらず、できる限り多くの利用者が認識し、理解しやすいユニバーサルデザインに配慮するものとする。

(3) 書体、文字サイズ、文字の太さ、ピクトグラム、矢印及び表示レイアウトは、歩行中の視認性及び情報の優先順位に配慮するものとし、事前に委託者と協議を行うものとする。

(4) ピクトグラムは、JIS Z 8210 等の標準的な案内用図記号を基本とする。

(5) 色彩は、カラーユニバーサルデザインに配慮するとともに、樹木及び植栽等の自然景観との調和と、サインとしての発見性及び視認性の両立を図るものとする。

(6) 多言語表記は、日本語、英語、中国語（簡体字及び繁体字）並びに韓国語を基本とし、具体的な表示内容は委託者と協議の上決定するものとする。

(7) 本業務が宿泊税を活用した事業であることを示す表記について、委託者が指定する文言、位置、大きさ及びデザインにより表示するものとする。

9 製作前承認

(1) 受託者は、サインの製作に先立ち、各サインについて、次の事項を示した製作図及び表示原稿を提出し、委託者の承認を得るものとする。

ア 設置位置及び設置方向

- イ 全体寸法、構造、基礎及び取付方法
- ウ 表示内容、文字サイズ及び書体
- エ ピクトグラム、矢印及び多言語表記
- オ 配色、仕上げ及び使用材料
- カ 宿泊税活用表記
- キ その他委託者が必要と認める事項

(2) 文字、配色及び表示レイアウト等については、表示原稿、色彩見本その他必要な資料により確認を受けるものとする。

(3) 受託者は、委託者の承認を得る前に本製作を行ってはならない。

10 材料、構造及び安全性

(1) サインに使用する材料は、屋外での使用に適した耐候性、耐久性、防錆性及び維持管理性を有するものとする。

(2) 自立式サインの基礎、既存構造物への取付けその他の構造は、設置場所の条件、サインの形状及び寸法、風荷重等を考慮し、必要な安全性を確保するものとする。

(3) 既存サイン本体、支柱等を再利用する場合は、施工前に劣化状況、寸法及び取付条件等を確認し、安全性及び耐久性を確認した上で使用するものとする。

(4) 使用材料については、カタログ、仕様書、材料見本その他必要な資料を提出し、委託者の確認を受けるものとする。

11 施工及び現場調整

(1) 施工日、施工時間、施工手順及び作業範囲については、園の開園状況、行事、動物の飼育管理、植物の管理その他園運営への影響を踏まえ、事前に委託者と調整するものとする。

(2) 施工にあたっては、来園者及び園職員等の安全を十分に確保するとともに、動物、植物、園路及び既存施設への影響を最小限に抑えるものとする。

(3) 必要に応じて、作業区域の区画、誘導員の配置、仮設表示その他の安全対策を講じるものとする。

(4) 施工時に配置計画図又は製作図、施工図等と現地条件との相違が確認された場合は、現況写真及び寸法等を整理して委託者へ報告し、対応方法について協議した上で施工するものとする。

(5) 施工に伴い既存施設、園路、植栽等を損傷した場合は、受託者の責任及び負担により速やかに原状復旧するものとする。

(6) 撤去材、梱包材その他施工に伴い発生した廃棄物は、関係法令に従い適正に処理するものとする。

12 施工後確認及び検査

- (1) サイン設置後、受託者は委託者の立会いの下、主要な進行方向からの視認性、表示内容、設置方向、取付状態及び周辺の安全性等を確認するものとする。
- (2) 確認の結果、誘導上又は安全上支障があると認められる場合は、委託者と協議の上、必要な調整又は手直しを行うものとする。
- (3) 受託者は、業務完了後、委託者の完了検査を受けるものとし、修正又は手直しを指示された場合は、速やかに対応するものとする。

13 提出書類

受託者は、契約締結後速やかに、次の書類を提出するものとする。

- (1) 着手届
- (2) 業務工程表
- (3) 業務実施体制表又は施工体制表
- (4) 現地調査結果
- (5) 製作図、表示原稿、色彩見本及び使用材料資料
- (6) その他委託者が必要と認める書類

14 成果品

受託者は、業務完了時に、次の成果品を紙媒体及び電子データで提出するものとする。提出部数及びデータ形式は、委託者と協議の上決定する。

- (1) 完成図及び設置位置図
- (2) サイン一覧及び最終表示原稿
- (3) 施工写真（施工前、施工中及び施工後）
- (4) 使用材料、構造及び仕上げ等を整理した完成図書
- (5) 表示面の編集可能な電子データ
- (6) その他委託者が必要と認める資料

15 費用の取扱い

現地検証、製作図及び表示原稿の作成、色彩見本等の作成、委託者との協議及び調整、施工後確認、安全対策、原状復旧その他本仕様書に定める業務の実施に必要な費用は、すべて契約金額に含むものとする。

16 関係法令等の遵守

受託者は、本業務の実施にあたり、関係法令、条例、規則その他関係基準を遵守するものとする。

17 その他

- (1) 受託者は、本業務の実施により知り得た情報を委託者の承諾なく第三者に漏らしてはならない。
- (2) 本仕様書及び適用資料に定めのない事項又は疑義が生じた場合は、受託者の判断のみで処理せず、委託者と協議の上決定するものとする。